

平成22年第2回定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

- | | 頁数 |
|--------------------------------|----|
| ◇ 議案第66号 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について | 1 |

【所管事項説明資料】

- | | 頁数 |
|-----------------------------------|----|
| ◇ 三重県病院事業中期経営計画（平成22～24年度）（案）について | 17 |

【別冊】三重県病院事業中期経営計画（平成22～24年度）（案）

平成22年12月13日

病院事業庁

議案第66号 三重県立志摩病院の指定管理者の指定について

三重県病院事業条例第22条第2項の規定に基づき、病院事業庁が所管している公の施設「三重県立志摩病院」について、平成24年4月1日から指定管理者による管理を行うため、議決を得ようとするものです。

1 対象施設

施設名称 三重県立志摩病院
設置場所 三重県志摩市阿児町鶴方1257番地

2 指定管理候補者の名称等

所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
名称 公益社団法人地域医療振興協会
代表者 理事長 吉新 通康

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

4 指定管理者の応募結果

指定管理者の募集を平成22年7月から8月にかけて行った結果、次の1団体から申請がありました。

所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号
名称 公益社団法人地域医療振興協会
代表者 理事長 吉新 通康

5 選定委員会の審査

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、運営体制の改善と経費の縮減などの観点から総合的な審査を行いました。

(1) 選定委員会委員

委員長	登 勉	(国立大学法人三重大学医学部 部長)
副委員長	竹田 寛	(国立大学法人三重大学医学部附属病院 院長)
委員	岡宗眞一郎	(社団法人志摩医師会 会長)
委員	中村 康一	(社団法人三重県医師会 理事)
委員	古田 昌子	(社団法人三重県看護協会 副会長)
委員	森川 仁	(みなと総合法律事務所 弁護士)
委員	山崎 勝也	(公募委員)
委員	山下 美恵	(公募委員)

(2) 審査の経過

- 平成22年 6月 3日 第1回選定委員会
- ・ 諮問（指定管理者の選定について意見を求める）
 - ・ 志摩病院の概要等の説明
- 6月16日 第2回選定委員会
- ・ 「募集要項（案）」の説明
 - ・ 審査基準・配点の審議
- 8月24日 現地視察
- 10月 1日 第3回選定委員会（第1次審査：書面審査）
- ・ 審査基準に基づき採点
 - ・ 申請事業者の総得点が基準（320点満点のうち5割（160点）以上）を満たしており、第2次審査の対象に決定
 - ・ 特に採点結果が低かった審査項目を中心に、第2次審査において適切な説明を求めることとした。
- 10月20日 第4回選定委員会（第2次審査：ヒアリング審査）
- ・ 申請事業者からの説明、質疑応答後、最終の審査を行い、審議の結果、選定委員会として「申請事業者は志摩病院の指定管理者としてふさわしい」という結論に達した。
- 11月 1日 選定委員会から知事への調査審議結果の報告

(3) 申請者の主な提案内容

別紙のとおり

(4) 審査結果及び意見（「三重県立志摩病院指定管理者の審査に係る報告書」抜粋）

選定委員会における審査結果としては、申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達しました。

なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記します。

（県に対する意見）

- ・ 志摩地域の医療を守るためには、県、市、地域の他の医療機関や地域住民が、一体となって病院を支えていく必要があり、制度を導入するとしても、今後、この点に留意して対応すること。
- ・ 医療提供体制を確保するため、医師確保等について三重大学と連携を図ること。
- ・ 指定管理者に病院運営を移行する場合、現在志摩病院で勤務している医療スタッフが、引き続き安心して医療を提供でき、モチベーションを維持できるよう配慮すること。
- ・ 指定管理者が病院運営を開始するまでに、説明会を開催するなど住民に理解が得られるよう努めること。

- ・指定管理者への移行に影響を及ぼさないよう、引き続き救急医療など地域の医療体制の維持・回復に努めること。

なお、これまで選定委員会での議論の中で、様々な意見等が出されました。志摩病院の機能が充実し、住民の皆さんが安心できるような医療を提供できることが重要であることから、円滑に指定管理者に運営を引き継ぐことが必要です。

申請事業者にあっては、以下の点を参考にさせていただきよう要望します。

- ・志摩地域の救急医療体制を確保するため、山田赤十字病院、志摩市立病院など地域の医療機関と連携を図ること。
- ・病院を運営するにあたっては、できるかぎり住民と情報共有するよう努めること。
- ・指定管理者として病院を運営する場合、現在志摩病院で勤務している職員が、引き続き安心して医療を提供できるよう雇用及び勤務条件に配慮すること。

6 指定管理候補者の選定

選定委員会の調査審議の結果を踏まえ、申請者（公益社団法人 地域医療振興協会）が志摩病院を管理運営することがふさわしいかどうかについて、三重県病院事業条例第22条第1項に規定する5つの基準により、総合的に審査を行った結果、申請者を指定管理候補者に選定しました。

(1) 申請者からの聞き取り

選定にあたり、病院運営に関する基本理念等について理事長に直接確認するとともに、改めて募集要項と事業計画書の突き合わせを行い、疑義が生じた事項や詳細を確認すべき事項について事務レベルでの聞き取りを実施し、確認・調整を行いました。

平成22年10月25日 理事長からの聞き取り

- ・病院運営の基本的な理念・方針
- ・医療機器の整備等にかかる要望への対応
- ・地域住民との意見交換会への参加

平成22年10月21日 }
 11月 1日 } 事務レベルの聞き取り
 11月16日 }

- ・診療体制整備の考え方
- ・成果目標値の設定の考え方
- ・土曜日の外来診療の考え方
- ・7：1看護基準導入の趣旨
- ・職員の採用、給与・勤務条件等の考え方

など

(2) 選定理由

「公益社団法人 地域医療振興協会」は、安定的な人員・財政的基盤と病院運営に関する十分な能力・経験を有している。また、病院運営にかかる適切な基本方針のもと、その基盤や運営ノウハウを可能な限り活用するとともに、地域の医療機関等と十分に連携しながら、診療体制を順次回復・充実させ、指定管理期間中、志摩地域の中核病院として安定的・継続的に病院運営を行う能力があると認められること。

(3) 5つの基準による審査の結果

- I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
 - 病院運営にあたっては、県民に信頼される質の高い医療を安定的・継続的に提供することを基本に据えていると判断できる。
 - 地域の医療関係機関と連携し、二次救急医療などを担う志摩地域の中核病院としての計画を策定していると判断できる。
 - 申請者である「公益社団法人 地域医療振興協会」の設立目的の一つが、「地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与する」ことであり、この趣旨に沿って、全国各地で病院運営による地域支援を行っており、今回の申請もその一環と認められる。併せて、公益社団法人として、へき地医療支援に積極的に取り組む姿勢も認められる。
- II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
 - 施設・設備について現状の仕様水準を維持・向上させるとともに、患者等利用者中心のサービスや利便性の向上をめざしており、一層の適切な病院運営が期待できる。
 - 申請者が運営する他の病院等と同様に、安全管理、院内感染対策、医療事故等にかかる内部組織の設置やマニュアルの整備などにより、適切に維持管理が行われるものと判断できる。
- III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
 - 診療体制について、標榜診療科の維持並びに小児科及び産婦人科の入院診療体制の再開など、地域住民のニーズを十分に踏まえながら、申請者が有する人的基盤も可能な限り活用して、順次回復させることをめざした計画であると判断できる。
 - 特に、地域住民から要望の強い救急医療体制の整備については、「救急総合診療科の設置」という運営手法により早期回復を図ることを提案しており、全国的に医師確保が厳しい中、有効かつ実現可能な提案であるものと認められ、評価できる。
 - 小児科の入院機能や周産期医療についても、地域の医療環境等を十分に踏まえ、関係機関と調整しながら段階的に診療体制の回復を図ることとしており、妥当な計画であると判断できる。

- 災害拠点病院やへき地医療支援病院、基幹型臨床研修指定病院など各種の指定病院を継続しながら、政策的医療機能の充実を図る計画であると判断できる。
- 医師の確保については、志摩病院を当該法人内の重要基幹病院の一つに位置付けるなど、法人を挙げて運営に取り組む姿勢が認められ、評価できる。
- 地域の医療機関等と十分に連携しながら、志摩病院の診療機能の早期回復と、志摩地域の医療体制の整備に貢献するという熱意・意欲・使命感があると判断できる。

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること

- 収支計画について、診療体制が整備され、かつ一定の患者数を確保できるまでの当初5年間は経営基盤強化のための支援を求めているものの、6年目以降、黒字経営に転じる計画には合理性があり、全体として実現可能な計画になっているものと判断できる。
- 申請者が有する運営ノウハウやスケールメリットの活用などにより、経費の縮減や収益の確保が図られるものと判断できる。

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

- 申請者が運営する他の病院等（49施設：平成22年7月1日現在）の実績及び現況から、安定的な人員・財政的基礎を有するとともに、志摩病院を安定的・継続的に運営するために十分な能力・経験があると判断できる。

7 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、病院事業庁と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施にかかる事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

(1) 管理の基本方針

指定管理者制度の意義を踏まえた基本方針を規定します。

(2) 県施策への配慮

県が推進する人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策等の施策に配慮して管理業務を行うよう、指定管理者に求めます。

(3) 情報の公開

「三重県情報公開条例」の趣旨にのっとり、管理業務にかかる情報の公開に関する規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するよう、指定管理者に求めます。

(4) 個人情報の保護

管理業務を実施するにあたり、個人の権利利益を侵害することなく、個人情報を適切に取り扱うよう、指定管理者に求めます。

(5) 施設利用者の意見等の反映

提供するサービスの向上等の観点から、施設利用者の意見等を把握し、管理業務に反映させるよう努めることを、指定管理者に求めます。

(6) リスク分担

管理業務に支障を生じさせるおそれのある事項についてのリスク分担を、予め定めます。

(7) 業務計画書の提出等

事業計画書を基本として、事業年度毎に、事業概要、管理運営体制、収支計画等を記載した業務計画書を提出するよう、指定管理者に求めます。

(8) 業務報告書の提出等

月毎に、利用者数、利用料金の実績、支出の明細等を記載した業務報告書を提出するよう、指定管理者に求めます。

なお、管理業務の適正を期するため、病院事業庁は必要に応じて臨時の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(9) 事業報告書の提出等

年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、利用料金の収入実績、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績並びに自己評価等について報告するよう、指定管理者に求めます。

(10) 実施状況の調査、指示等

管理業務の実施状況等の確認と評価を行うため、病院事業庁は、随時、施設に立ち入ることができるものとします。

また、この確認と評価の結果、サービスや施設の維持管理などが一定の基準を満たしていない場合には、指定管理者に対し必要な指示又は改善勧告を行うことができるものとします。

8 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成22年	12月	指定管理者の指定
23年	3月	基本協定の締結
24年	3月	年度協定（平成24年度）の締結
24年	4月	指定管理者による管理の開始

主な提案内容

審査項目	審査基準	県が求めた水準	配点
1 病院の基本理念・運営方針等	<p>県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか</p> <p>県の施策（人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など）に基づく提案であるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に必要な医療を提供すること。 ・急性期医療を提供すること。 ・地域住民ニーズや他の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施すること。 <p>・人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策などの施策について十分理解するとともに、県に協力し寄与すること。</p>	16
2 安全対策、危機管理体制等	<p>安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか</p> <p>防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に考えられているか</p> <p>医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか</p> <p>個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に基づく医療の提供を行うこと。 ・院内感染対策を行うこと。 ・医療データベースの構築と情報提供を行うこと。 ・医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに県に連絡し、事故等に関する対応は責任を持って行うこと。また、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えること。 <p>・施設及び設備等に関する各種の維持管理業務については、防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制を整備すること。</p> <p>・医療倫理に基づく医療の提供を行うこと。</p> <p>・三重県個人情報保護条例第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、県が定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づいて、個人情報を適正に取り扱うこと。</p>	16

申請者名:公益社団法人地域医療振興協会		病院事業庁の判断
提案内容 (●事業計画書 ◇選定委員会への文書回答 ◆選定委員会での発言)	第1次審査 得点	
<p>(基本理念)</p> <p>●地域医療振興協会のスローガンとして「すべての地域の方々が安心して受けられる医療を目指して」を掲げ、全国各地で地域医療を展開してきた。</p> <p>●限られた資源の中で、地域の医療機関との連携を十分に図り、地域住民の方々にとって包括的で質の高い安全な医療を、また、地域住民中心の医療サービスを継続的に提供することに努める。</p> <p>(運営方針)</p> <p>●志摩地域における中核的な医療機関として、現病院の有する機能を維持するとともに、救急医療、小児医療、周産期医療等専門医療の回復を図る。</p> <p>●中長期に渡って経営の健全化を目指して効率の良い医療サービスを提供し、地域住民の方々に対して信頼される質の高い医療サービスを提供する。</p> <p>●二次救急医療機関として関係機関と連携し、調整を進めながら救急医療体制を築く。</p> <p>●地域における既存医療機関等との連携を図り、診療連携を中心とした医療供給体制の充実を実践する。</p> <p>●公益社団法人として、医師不足地域への医師派遣等のへき地医療支援を積極的に実施する。</p> <p>●長期的展望として、三重県の地域医療を支える医師の育成をはじめ、地域を支える体制を築いていく。</p> <p>(その他)</p> <p>◇院内各科と連携し救急総合診療科を設置して、救急医療の体制や日常見られる疾患の救急や様々な合併症を有する患者の診療に対応できる体制を整えたい。</p> <p>◇救急総合診療科を設置し、院内各科及び全国の協会施設と連携を取りながら志摩地域の救急医療を守る事に注力していく。</p> <p>◇志摩地域における他の医療機関との連携、役割分担については、県、三重大学、地元医師会及び地域の医療機関と協議しながら定めたい。</p> <p>◆県南部の地域医療が大変厳しいと感じている。志摩病院を拠点に総合医を養成し、他の地域なども応援できる仕組みを是非構築したい。</p> <p>●二次救急医療機関として地域の中核的な医療機関の役割が担えるよう、医療スタッフの確保に努める。</p> <p>◇志摩市の施設を運営している事業者として、志摩地域の医療供給や需要の状況、志摩病院の担う役割を理解して申請している。</p> <p>●県の施策に対しては、県と協議し、協力することに努める。</p>	9	<p>○病院運営にあたっては、県民に信頼される質の高い医療を安定的・継続的に提供することを基本に据えていると判断できる。</p> <p>○地域の医療関係機関と連携し、二次救急医療などを担う志摩地域の中核病院としての計画を策定していると判断できる。</p> <p>○申請者である「公益社団法人 地域医療振興協会」の設立目的の一つが、「地域保健医療の確保と質の向上等住民福祉の増進を図り、もって、地域の振興に寄与する」ことであり、この趣旨に沿って、全国各地で病院運営による地域支援を行っており、今回の申請もその一環と認められる。併せて、公益社団法人として、へき地医療支援に積極的に取り組む姿勢も認められる。</p>
<p>●協会に設置した医療安全推進室により、運営する施設全体で医療事故を未然に防ぐ取り組みを進める。</p> <p>●院内感染対策として、委員会設置と感染防止対策マニュアル等を整備し、対策に努める。</p> <p>●医療事故防止対策として、医療安全管理者及び委員会を設置し、医療安全管理マニュアル等を整備し、対策に努める。</p> <p>●医療事故発生時（医療事故発生の可能性のあるインシデントが発生した場合を含む）には報告を義務化とし、即座に対応ができる体制整備に努める。</p> <p>●医療事故の公表は、三重県病院事業庁医療事故等公表基準に準じて行う。</p> <p>●事故発生時には、速やかに医療事故対策委員会（仮称）を開催し、事故の検証、患者への対応など早急に対策が講じられる体制を整備する。</p> <p>●損害賠償のリスク対策として賠償保険に加入する。</p> <p>●現在の防犯体制を把握したうえで、体制の充実に努める。</p> <p>●非常災害時の危機管理体制について、マニュアルを整備して、災害拠点病院の役割が発揮できるように体制の見直しや訓練を継続的に実施し、日頃から体制整備に努める。</p> <p>●医療倫理にかかる委員会等を設置する。</p> <p>●個人情報保護について、県の条例等の関係法令、ガイドラインを遵守し、個人情報漏洩防止の徹底を図る。</p>	12	<p>○申請者が運営する他の病院等と同様に、安全管理、院内感染対策、医療事故等にかかる内部組織の設置やマニュアルの整備などにより、適切に維持管理が行われるものと判断できる。</p>

主な提案内容

審査項目	審査基準	県が求めた水準	配点	
3 施設及び設備の維持管理	施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	・施設及び設備等に関する各種の維持管理業務については、現行の仕様水準を維持するよう努めること。なお、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置すること。	16	
	外来・入院患者向けのサービスや満足度の向上などにつながる具体的かつ適切な計画になっているか	・患者及び来院者の利便性等の向上に資する種々のサービスを行うこと。		
4 基本的な医療機能	① 診療科	現行の診療機能の維持や充実のための方策について、具体的かつ適切な計画になっているか	・下記の現行標榜診療科の維持並びに回復を行うとともに診療体制の充実を図ること。 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科	16
	② 外来診療体制	外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	・各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。 ・県民の医療需要に対応した専門外来診療等を実施すること。 ・完全紹介制に拠らない外来診療を行うこと。	16
	③ 入院診療体制	入院診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	・看護単位は、一般病床において10：1以上、精神科病床では15：1以上の基準看護を充足すること。 ・安全管理、感染防止に十分配慮した運営を行うこと。	16
	④ 看護	看護に係る組織体制の確立や教育機会の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	・看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。 ・患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。 ・看護基準・手順が定められていること。 ・体系的な継続教育を行うこと。	16
	⑤ 地域医療全体の質の向上	地域医療機関との連携や地域医療の質の向上について、具体的かつ適切な計画になっているか	・地域医療機関との連携・支援、地域医療の質の向上のための取組を行うこと。	16

申請者名:公益社団法人地域医療振興協会	
提案内容 (●事業計画書 ◇選定委員会への文書回答 ◆選定委員会での発言)	第1次審査 得点
<p>●経営効率を考慮しつつ、現病院の仕様水準を引き続き維持し、管理体制を整備する。</p> <p>●法令に定められた有資格者にて、施設及び設備の維持、管理に努める。</p> <p>●売店、食堂等について、利用者の利便性の観点からサービスを充実させる。</p> <p>●「ご意見箱」の設置及び「患者満足度調査」の実施により利用者からの意見を聞き、その意見を全職員に周知してサービス向上に努める。</p> <p>●相談窓口を設置し、トラブルの対応や患者の医療に対する不安等を解消に努める。</p>	13
<p>●標榜中の診療科は引き続き標榜し、各科の診療体制は当面、現状維持に努めながら、診療体制の回復を図る。</p> <p>◇「現体制の維持」の基準は、平成24年4月運営開始の直前の体制であり、診療科は、その時点の標榜科目である。</p> <p>◆医師を事前に配置していかないと開院時にうまくスタートできないと考えている。</p> <p>●小児科及び産婦人科は、当面は現体制の維持に努め、指定管理運営開始から3年後を目標に常勤医師の確保に努める。</p> <p>◇総合医による救急総合診療科を設置し、救急やコモンディージーズに対応できる体制を整えたい。</p> <p>◇平成26年度の体制は、次の28名の常勤医師の配置を想定している。</p> <p>総合診療(内科系)7名、外科3名、脳神経外科1名、整形外科3名、小児科1名、産婦人科1名、泌尿器科1名、眼科1名、精神科2名、放射線科1名、緩和ケア・麻酔2名、研修医5名</p> <p>◇政策的医療をより充実させるため、常勤医師41名体制を目標とし、さらなる医師確保に努める。</p> <p>◆軽症の患者は総合医が診て、重症患者は専門医が診るといようなチーム体制でやっていく。</p>	4
<p>●医師確保の状況を踏まえながら土曜日の午前診療を実施していく。</p> <p>◇受診しやすい外来体制を整備することを目的に土曜日の診療を実施する。なお、診療体制等の詳細については、今後の協議としたい。</p> <p>●完全紹介制に拠らない診療体制については、まずは内科及び循環器科の診療体制を早期に整えられるように人員確保に努め、地域住民が利用しやすい診療時間等に配慮する。</p> <p>●詳細については、従事する医師と協議し決定する。</p>	9
<p>●病床の運用は、初年度はすべての病棟の運用は行わず、一部の病棟を稼働させて看護基準7対1の取得をめざす。全病棟の稼働は、小児科及び産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて行う。</p> <p>◇医療体制の見直しにより、現在より病床数を縮小するが看護師数については現状を維持する。</p> <p>◇稼働病床削減の可能性については、将来的にはそのような議論も必要かと考える。</p> <p>●協会に設置した医療安全推進室により、運営する施設全体で医療事故を未然に防ぎ取り組みを進める。</p> <p>●院内感染対策として、委員会設置と感染防止対策マニュアル等を整備し、対策に努める。</p>	9
<p>●看護部門の理念及び目標、看護管理体制の組織については、志摩病院に従事するスタッフの意見を取り入れながら検討する。</p> <p>●認定看護師の育成に積極的な支援を行う。</p> <p>●当協会に設置した「地域看護研究センター」において認定看護師等の育成、リーダー教育、看護研究、人材確保と人材資源の有効活用等の支援活動を行う。</p>	12
<p>●地域連携室を有効的に活用し、地域をはじめとした医療機関との交流を深める。</p> <p>●一次医療を担う地域医師会、三次医療を担う山田赤十字病院、慢性期医療を担う近隣の医療機関等との連携により、地域住民のニーズにあった医療体制の構築を図る。</p> <p>●地域の医療機関と高度医療機器等の共同利用を行い連携体制、協力体制を図る。</p> <p>●地域医療の質の向上のため、志摩地域救急医療合同会議(6者会議)を継続し、地域住民が安心して生活のできる地域医療の体制の構築に努める。</p> <p>◆県南部の地域医療が大変厳しいと感じている。志摩病院を拠点に総合医を養成し、他の地域なども応援できる仕組みを是非構築したい。</p>	12

病院事業庁の判断
<p>○施設・設備について現状の仕様水準を維持・向上させるとともに、患者等利用者中心のサービスや利便性の向上をめざしており、一層の適切な病院運営が期待できる。</p>
<p>○診療体制について、標榜診療科の維持並びに小児科及び産婦人科の入院診療体制の再開など、地域住民のニーズを十分に踏まえながら、申請者が有する人的基盤も可能な限り活用して、順次回復させることをめざした計画であると判断できる。</p> <p>○小児科及び産婦人科については、地域の医療環境等を十分に踏まえ、関係機関と調整しながら段階的に診療体制の回復を図ることとしており、妥当な計画であると判断できる。</p> <p>○特に、地域住民から要望の強い救急医療体制の整備については、「救急総合診療科の設置」という運営手法により早期回復を図ることを提案しており、全国的に医師確保が厳しい中、有効かつ実現可能な提案であるものと認められ、評価できる。</p>
<p>○土曜日の外来診療については、地元医師会など地域の関係機関との調整が必要な案件ではあるが、患者へのサービス向上に資するものであり、申請者の患者重視の姿勢として評価できる。</p> <p>○完全紹介制の廃止についても、地元医師会など地域の関係機関との調整が必要であるため、実施時期は明確ではないが、平成24年度から順次要件緩和を図っていくとの考え方を有しており、一定の評価ができる。</p>
<p>○小児科、産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて、順次、病床運用数を増やしていくこととしており、妥当な計画であると認められる。</p> <p>○7:1看護基準の導入は、看護師の職場環境改善に有効であるとともに、経営の安定化等にも資するものであると判断できる。</p>
<p>○看護職の研修機関として「地域看護研究センター」を設置し、認定看護師等の育成、リーダー教育、看護研究等の支援活動を行っており、看護部門の体制の充実が期待できる。</p>
<p>○病病連携や病診連携の必要性を十分に認識しており、6者会議の継続など地域の医療機関等と連携しながら、志摩病院の診療機能の早期回復と、志摩地域の医療体制の整備に貢献するという熱意・意欲・使命感があると判断できる。</p>

主な提案内容

審査項目	審査基準	県が求めた水準	配点
	<p>⑥ 病院及びスタッフの管理体制</p> <p>医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織・責任体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとする。 ・医師の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。 ・看護師確保のため、適切な勤務体制の整備など働きやすい環境づくりに努めること。 ・意志決定、指示、報告等の責任体制を病棟、外来、部門ごとに明確にして整備すること。 	16
	<p>① 医師、看護師等の人材育成</p> <p>医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医師については、臨床研修指定病院として特に地域医療に関心を持った研修医を受け入れること。また、看護実習についても積極的に受け入れること。 ・地域の消防職員の研修の受入れや、例えばメディカルサマースクール（児童生徒対象の医療の模擬体験）の開催等による啓発など、地域の医療人材の育成にも取り組むこと。 	16
	<p>② 救急医療の確保</p> <p>救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り365日24時間の受入体制を回復すること。 ・診療時間外においては、救急に従事する医師を内科系、外科系にそれぞれ1名以上配置すること。 	16

申請者名:公益社団法人地域医療振興協会		病院事業庁の判断
<p>提案内容 ●事業計画書 ◇選定委員会への文書回答 ◆選定委員会での発言</p> <p>●医師確保を医療サービスの根源と考え、志摩病院を協会内の重要基幹病院の一つとして、地元の関係大学等の理解と協力を得ながら、協会を挙げて運営に取り組む。 ●現在勤務している医師には継続勤務を要請し、医局派遣の場合は医局に派遣継続及び増員を要請する。 ●現地での医師募集や協会からの派遣調整に全力を尽くす。 ●継続勤務を希望する医療職については、職種別の配置計画等に応じて優先的に採用する。しかし、職種によっては委託業務化するものもあるため、調整を要する。 ◇現在、医師を派遣している医局へ医師派遣を要請する。 ◇県内の支部会員、地域枠医師、自治医大卒業医師、協会内施設の医師へ支援依頼を行いつつ、不足する部分は協会内の研修医等により医療支援を行う。 ◇特定の診療科のみならず幅広い疾患に対応できる総合医の配置を考えている。 ◆仮に三重大学から医師が配置されなくなった場合には、どんなことをしても医師を集めなければならない。すべて常勤医師を配置することは難しいかもしれないが、非常勤医師等を配置してでも志摩病院を守っていくつもりである。 ◇平成26年度の常勤医師数は28名を想定しており、政策的医療充実のため41名体制を目標とし、さらなる医師の確保に努める。 ◆平成26年度の総合診療（内科系）7名の内訳は、指導医2～3名、シニアレジデント4名を想定している。 ◇引き続き勤務を希望する看護師を積極的に受け入れたい。 ◆看護師について、全員残っていただきたいと考えている。 ◇人員確保と職場環境の充実を図るため院内保育所の整備を要望する。 ◇能力や業績の高いスタッフにおいては他団体と比較して処遇は良いと考える。 ◆医師を事前に配置していかないと開院時にうまくスタートできないと考えている。 ●各部門の組織及び責任体制は、現病院の実態を勘案し、調整を図って構築する。</p>	<p>第1次審査 得点</p> <p>13</p>	<p>○医師の確保については、志摩病院を当該法人内の重要基幹病院の一つに位置付けるなど、法人を挙げて運営に取り組む姿勢が認められ、評価できる。</p> <p>○現在勤務している職員（医療職）の優先採用も行う予定であり、平成24年度の指定管理開始時の運営体制の確保及びその後の体制の回復・充実につながるものと考えられる。</p>
<p>●協会の全国的なネットワークを活用した各種研修プログラムへの参加を促す。 ●志摩病院を基幹型臨床研修指定病院として研修医を積極的に受け入れる。 ●地域医療研修センターや地域看護研究センターなど協会が運営する全施設を活用して研修を実施する。 ●地域の医療人材を育成するため、消防職員の研修、看護実習生の受入れなど人材の育成機関としての研修を引き続き実施する。</p>	<p>12</p>	<p>○医師の研修機能の充実が期待でき、志摩病院における研修医の充実配置につながるものと考えられる。</p> <p>○各種研修の継続により、引き続き地域の医療人材の育成への貢献も期待できる。</p>
<p>●志摩地域のニーズに応じた体制の構築に努める。 ●地域の中核的な医療機関として、また二次救急医療機関として、1日も早く救急診療体制の回復に努める。 ●救急外来について、内科系、外科系それぞれ1名の配置は、指定管理開始後3年を目指して診療体制の回復に努める。 ●3次医療機関や近隣の医療機関等との連携を強化し、急性心疾患など高度な救急医療の支援が行える体制の構築に努める。 ◇総合医による救急総合診療科を設置し、幅広い疾患に対応できる医師を配置することを考えている。当面は、3年目（平成26年度）以降に24時間365日体制の整備を目標とする。 ◆救急患者の場合、まずは24時間365日対応できる7、8人の総合医で体制を整え、さらなる治療が必要な場合は、本来の診療科の専門医へ送るという役割分担を考えている。 ◆専門医については、三重大学に協力を依頼し、専門医が後盾となる体制を整えたい。 ◆救急総合診療科を設置すれば、医師のシフト制が構築できるため、内科医等の専門医が軽症の患者を診なければならぬ状態を解消することができ、負担も減り、より専門医療に従事することができる。</p>	<p>5</p>	<p>○地域住民から要望の強い救急医療体制の整備について、「救急総合診療科の設置」という運営手法により早期回復を図ることを提案しており、全国的に医師確保が厳しい中、有効かつ実現可能な提案であるものと認められ、評価できる。</p>

主な提案内容

審査項目	審査基準	県が求めた水準	配点	
5 政策的医療機能	③ 災害時医療	災害医療への対応等について、日常的な訓練も含め、具体的かつ適切な計画になっているか	・南勢志摩二次保健医療圏における災害拠点病院として、災害時に想定される多発性外傷、挫滅症候群など重篤な救急患者や透析患者の受入れを行うとともに、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。	16
	④ へき地医療	へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣や地域医療の維持に貢献すること。	16
	⑤ 医師、看護師等の研究研修	病院内外の医療従事者の資質・能力向上を図るような研究研修体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	・医師及び看護師等の人材育成を行い、医療の質の向上及び病院内外の医療従事者のスキル向上に貢献すること。	16
	⑥ 高度医療	高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	・志摩地域の中核病院として高度医療（脳血管障害や冠血管障害への対応、内視鏡下手術等）を提供すること。	16
	⑦ 特殊医療	周産期医療、小児入院機能の回復及びそのための医師・看護師の配置等について、具体的かつ適切な計画になっているか	・志摩・鳥羽・南伊勢の地域で産婦人科を開設する唯一の病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。そのため、常勤医師を配置すること。 ・急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。 ・地域で小児科の入院機能を有する唯一の病院として、小児の入院診療機能を回復すること。そのため、常勤医師を配置すること。	16
	⑧ 精神科身体合併症医療	精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携等について、具体的かつ適切な計画になっているか	・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れること。また、総合病院であることから、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること。	16
6 住民の意見等を生かす仕組み	住民の意見等を管理運営等に生かす仕組みについて、具体的かつ適切な計画になっているか	・病院の管理状況等について地域住民に情報提供を行うとともに、地域住民からの要望や意見等を管理運営に生かす仕組みを導入すること。	16	
7 収支計画等	病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか		16	
	経費節減につながる提案があるか			

申請者名 公益社団法人地域医療振興協会		病院事業庁の判断
提案内容 (●事業計画書 ◇選定委員会への文書回答 ◆選定委員会での発言)	第1次審査 得点	
●引き続き災害拠点病院として、地域に貢献できるよう努める。 ●災害訓練については、トリアージ訓練をはじめとした医療支援体制の訓練を年2回以上実施し、災害時の対応強化を図る。	12	○災害拠点病院やへき地医療支援病院の指定病院を継続しながら、政策的医療機能の充実を図る計画であると判断できる。 ○申請者は、現在も災害拠点機能を有する病院を複数運営しており、災害対策マニュアル及び非常時の体制整備など適切な対応が期待できる。
●へき地医療拠点病院として、三重県へき地医療支援機構と連携を図りながら体制の構築に努め、へき地診療所への代診医派遣、へき地患者の受入等、可能な限り対応に努める。 ●へき地医療を行ううえで、屋上ヘリポートの積極的な活用を図る。	12	○また、へき地医療にも積極的に取り組む姿勢を有していると認められる。
●専門医、認定看護師ともに当協会のスケールメリットを活かし、質の高い医療サービスの提供に努める。 ●認定看護師取得への研修に奨励金を支給し支援を行う。 ●現病院が指定を受けている各種学会の専門医の修練、教育施設として専門医の育成を引き続き行う。	12	○協会内における研修体系や組織、支援制度が確立されており、職員の資質等の向上が十分に図られるものと期待できる。
●当協会が運営する横須賀市立うわまち病院及び市立奈良病院からのサポートを受けながら、段階を踏んで地域の実情に応じた高度医療の提供について体制を整備する。 ◇購入より5年経過の耐用年数を超過している医療機器について、需要と供給のバランスを図りながら整備(更新)することを考えている。	8	○地域の実情を踏まえながら、遠隔地医療システムの導入や術後のフォローなど申請者が運営する他の病院のサポートにより段階的に体制を整備していくとしており、妥当な計画であると判断できる。
●小児医療、周産期医療の入院診療機能の回復に努める。 ●まずは外来診療機能の回復を進めながら、指定管理開始後3年を目標に入院診療機能の回復に努める。 ◇平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置する。 ◇期間や機能については、医師の確保状況や関係機関との調整を県と協議しながら定めたい。 ●リハビリテーションについては、運営状況をみながら充実について検討する。	7	○平成26年度までに常勤医師を配置し、外来診療機能の回復を図りながら一定の患者数の確保に努め、その後、入院診療機能の回復とそのため複数の医師の配置を見込んでおり、地域の医療環境等を十分に踏まえ、関係機関と調整しながら段階的に診療体制の回復を図るとする妥当な計画であると判断できる。
●入院、外来診療機能を維持するよう努める。 ●具体的な人的体制については、指定管理者決定後にスタッフと検討し決定する。	13	○精神科の医師が確保されるとともに、15:1看護基準など診療体制の変更も予定されていないことから、入院、外来とも診療機能が引き続き維持されるものと判断できる。
●ご意見箱を設置し、利用者の意見を広く聞き取ることをするほか、県及び志摩市との定期的な意見交換の場を設定し、病院運営に反映することに努める。 ◇県と協会で構成する管理運営協議会の設置を提案する。	12	○県、申請者で構成する管理運営協議会の設置及び県が主催する住民との意見交換の場への病院責任者の出席等により、地域住民の要望や意見等を管理運営に有効に活用することが可能であると判断できる。
●政策的医療の実施に伴う経費の詳細については、今後の志摩病院が担う機能や病院規模を勘案し、県と協議のうえ決定したい。 ●収入面では、一般病棟看護配置基準7対1の取得による収入の増加を図るとともに、診療報酬の請求洩れ調査の実施やDPC請求によるデータの分析を行い収入確保に努める。 ●支出面では、材料の購入方法や在庫管理方法の見直し、委託業務内容の見直し、設備関係の賃借料や保守管理等の見直しを行い、経費関係の適正化を図るとともに、スケールメリットを活かして、運営施設と薬剤等の一括購入、後発薬品の促進、IT技術の積極的活用やシェアードサービスの促進を図り、患者の負担減、委託費等の費用削減の実現に努める。 ◆収益に関しては、7対1看護基準や医師数を増やしていくことで診療報酬単価を高くしていきたい。5年目くらいからは収支改善できると想定している。	9	○収支計画について、診療体制が整備され、かつ一定の患者数を確保できるまでの当初5年間は経営基盤強化のための支援を求めているものの、6年目以降、黒字経営に転じる計画には合理性があり、全体として実現可能な計画になっているものと判断できる。 ○申請者が有する運営ノウハウやスケールメリットの活用などにより、経費の縮減や収益の確保が図られるものと判断できる。

主な提案内容

審査項目	審査基準	県が求めた水準	配点
8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか		16
	病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか		
	病院運営（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか		
合計点数			320

申請団体の名称等

団体の名称等	選定委員会の審査結果
東京都千代田区平河町二丁目6番3号 公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	<p>申請事業者である公益社団法人地域医療振興協会は、志摩病院の指定管理者としてふさわしいという結論に達した。 なお、選定委員会として以下のとおり意見を付記する。</p> <p>(県に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 志摩地域の医療を守るためには、県、市、地域の他の医療機関や地域住民が、一体となって病院を支えていく必要があり、制度を導入するとしても、今後、この点に留意して対応すること。 医療提供体制を確保するため、医師確保等について三重大学と連携を図ること。 指定管理者に病院運営を移行する場合、現在志摩病院で勤務している医療スタッフが、引き続き安心して医療を提供でき、モチベーションを維持できるよう配慮すること。 指定管理者が病院運営を開始するまでに、説明会を開催するなど住民に理解が得られるよう努めること。 指定管理者への移行に影響を及ぼさないよう、引き続き救急医療など地域の医療体制の維持・回復に努めること。 <p>(申請事業者に対する要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> 志摩地域の救急医療体制を確保するため、山田赤十字病院、志摩市立病院など地域の医療機関と連携を図ること。 病院を運営するにあたっては、できるかぎり住民と情報共有するよう努めること。 指定管理者として病院を運営する場合、現在志摩病院で勤務している職員が、引き続き安心して医療を提供できるよう雇用及び勤務条件に配慮すること。

申請者名: 公益社団法人地域医療振興協会	
提案内容 (●事業計画書 ◇選定委員会への文書回答 ◆選定委員会での発言)	第1次審査 得点
<p>●平成22年4月1日現在で48施設の運営を行っている。 ◇協会内には、現在6つの基幹型臨床研修指定病院があり、総教で約100名の研修医が在籍し、協会内施設には常勤医師が677名在籍している。 ●へき地医療支援として、延べ465日の代診等の支援、4,179日の診療支援(平成21年度)を実施している。 ●地域と一体となって病院運営を進めることが、安定的・継続的な運営の第1歩と考えている。</p>	12
	207

病院事業庁の判断
○申請者が運営する他の病院等(49施設:平成22年7月1日現在)の実績及び現況から、安定的な人員・財政的基礎を有するとともに、志摩病院を安定的・継続的に運営するために十分な能力・経験があると判断できる。

【所管事項説明】

1 三重県病院事業中期経営計画（平成22～24年度）（案）について

（1）骨子案との相違点について

- ① 10月6日開催の健康福祉病院常任委員会におけるご意見等をふまえ、字句修正、追加を行いました。
- ② 「第3章 業務計画・成果目標について」に「主な取組目標」を追加しました。
- ③ 「第4章 財務計画、投資計画、資金計画」を追加しました。
- ④ 「中期経営計画用語解説」を追加しました。

（2）今後のスケジュール

12月中に『三重県病院事業中期経営計画（平成22～24年度）』を確定し、早期に本中期経営計画に基づく「平成22年度年度計画」を策定します。

なお、「平成22年度年度計画」については、『三重県病院事業中期経営計画（平成22～24年度）』に沿って、すでに作成されている該当病院の「当面の運営方針（平成22年度）」を改定することにより、策定する予定です。